

議 事 録

|            |   |
|------------|---|
| 会議の名称      | 令和3年度登米市農業委員会第7回総会  |
| 開催日時       | 令和3年10月25日（月）<br>午後1時30分 開会 午後2時44分閉会   |
| 開催場所       | 中田庁舎3階 旧議場  |
| 議長の名氏      | 高橋 清範 会長  |
| 出席者（委員）の氏名 | <p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光<br/>                 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳<br/>                 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖<br/>                 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男<br/>                 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五 十 嵐 幸 喜<br/>                 16番 尾 張 勝 二 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅<br/>                 19番 芳 賀 秀 二 20番 小 野 寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順<br/>                 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>   |
| 事務局職員名     | <p>説明員：農業委員会事務局<br/>                 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠<br/>                 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主査 石川 巖穂、<br/>                 主事 安保 智<br/>                 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>   |
| 議 題        | <p>報告第25号 農地法第18条第6項の規定による届出について<br/>                 報告第26号 使用貸借権の合意解約について<br/>                 報告第27号 農地の現状変更届出について<br/>                 報告第28号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について<br/>                 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について<br/>                 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について<br/>                 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について<br/>                 議案第48号 非農地証明願について<br/>                 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について<br/>                 議案第50号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について<br/>                 議案第51号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について<br/>                 議案第52号 令和3年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見の決定について</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>会 議 結 果</p> | <p>議案第 45 号 申請のとおり許可することに決定した。<br/>         議案第 46 号 許可相当との意見を付すこととした。<br/>         議案第 47 号 許可相当との意見を付すこととした。<br/>         議案第 48 号 願出のとおり証明することに決定した。<br/>         議案第 49 号 原案のとおり決定した。<br/>         議案第 50 号 異議ないが、進行番号 1 番、4 番、5 番及び 7 番について、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導されたいとの意見を付し市長に提出することに決定した。<br/>         議案第 51 号 原案のとおり決定した。<br/>         議案第 52 号 原案のとおり決定した。</p> |
| <p>会議の概要</p>   | <p>下記のとおり</p>   |
| <p>会 議 資 料</p> | <p>令和 3 年度登米市農業委員会第 7 回総会資料<br/>         ・ 議案書<br/>         ・ 議案説明資料<br/>         ・ 農地法第 3 条調査書<br/>         ・ 登米農業振興地域整備計画変更計画書(変更理由書)<br/>         ・ 令和 3 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書(案)<br/>         ・ 諸般の報告</p>  |
| <p>発 言 者</p>   | <p>議 題 ・ 発 言 ・ 結 果</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>・ あいさつ<br/>         ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。<br/>         議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、9 番 鈴木 巖委員、10 番 佐藤 幸治 委員を指名します。</p>   |
| <p>議長</p>      | <p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。<br/>         お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。<br/>         これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。<br/>         諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。<br/>         これで諸般の報告を終わります。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>日程第 4、議案第 50 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>17番委員</p> | <p>定について」を議題とします。</p> <p>事務局並びに産業経済部から説明を求めます。<br/>はじめに、事務局から説明願います。</p> <p>《事務局説明》<br/>進行番号2番につきましては、申請者より取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。<br/>《事務局説明》</p> <p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p>《産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。<br/>先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>17番 芳村 忠市 委員。</p> <p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和3年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>はじめに、用途変更ですが、進行番号3番、4番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号4番については、既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>次に除外ですが、進行番号7番、8番については、事務局説明のとおりです。<br/>これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。<br/>また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。</p> |
|---|---|

しかし、進行番号7番については、既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導することを付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和3年10月25日

現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員

18番 三塚 芳毅 委員

17番 芳村 忠市 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

23番 門馬 一郎 委員。

23番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和3年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

はじめに、用途変更ですが、進行番号1番については、事務局説明のとおりです。

この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号1番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

併せて、進行番号1番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。

次に除外ですが、進行番号5番、6番については、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号5番については、一部既に事業着手、農外利用されているこ

|    |  |
|----|--|
|    | <p>とから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>併せて、進行番号5番については、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年10月26日</p> <p>現地調査委員      5番 田島 幹雄 委員<br/> 19番 芳賀 秀二 委員<br/> 23番 門馬 一郎 委員</p> |
| 議長 | 調査報告が終わりました。   |
| 議長 | これより質疑を行います。質疑はありませんか。   |
| 議長 | 《質疑なしの声あり》   |
| 議長 | 質疑なしと認めます。   |
| 議長 | これで、質疑を終わります。  |
| 議長 | これから議案第50号を採決します。  |
| 議長 | お諮りします。  |
| 議長 | <p>本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号1番、4番、5番、7番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導するよう付すことにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>  |
| 議長 | 《異議なしの声を確認》  |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第50号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を決定するものの、進行番号番号1番、4番、5番、7番については、適正に手続きを行うよう指導するよう付した上で、市長に提出することに決定しました。</p>  |
| 議長 | ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。  |
| 議長 | 《 休 憩 》  |
| 議長 | 再開いたします。   |

|    |   |
|----|---|
| 議長 | <p>日程第 5、報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終わります。</p>                      |
| 議長 | <p>日程第 6、報告第 26 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>             |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 26 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>                                  |
| 議長 | <p>日程第 7、報告第 27 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>              |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 27 号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>                                   |
| 議長 | <p>日程第 8、報告第 28 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>       |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 28 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>                            |
| 議長 | <p>日程第 9、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>                    |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | 説明が終わりました。   |
| 議長  | <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号2番、3番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>  |
| 議長  | <p>進行番号1番について、3番 櫻井 利光 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>   |
| 議長  | <p>進行番号5番、6番について、19番 芳賀 秀二 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>   |
| 議長  | <p>進行番号8番、9番について、16番 尾張 勝 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 議長     | <p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>   |
| 議長     | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>  |
| 議長     | <p>これから議案第 45 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>   |
| 議長     | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>  |
| 議長     | <p>日程第 10、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 11、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>   |
| 議長     | <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>  |
| 事務局    | <p>本議案に係る申請は、第 4 条申請が 8 件、第 5 条申請が 10 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長     | <p>説明が終わりました。</p>  |
| 議長     | <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>先に、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>  |
| 議長     | <p>17 番 芳村 忠市 委員</p>   |
| 17 番委員 | <p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ペ</p>   |

ージに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に堆肥置場及び通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎及び堆肥舎兼倉庫等を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載さ

れているとおりです。

申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年10月25日

現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員  
18番 三塚 芳毅 委員  
17番 芳村 忠市 委員

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

23番、門馬 一郎 委員

農地法第4条の進行番号5番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎及びビニールハウスを新築するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載さ

議長

23番委員

れているとおりです。

申請内容は、申請地に倉庫の建築及び通路を整備するもので、農地区分として農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にパイプハウスの建築及び糠置等を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が糠置場として利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎及び農機具置場等を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が堆肥置場として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3

種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地の一部が農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に共同住宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料46ページから48ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分として農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料49ページから51ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりす。

また、申請地は既に通路として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料52ページから54ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅の駐車場を整備するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年10月25日

現地調査委員 5番 田島 幹雄 委員

19番 芳賀 秀二 委員

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | 調査報告が終わりました。   |
| 議長  | これより、議案第 38 号、議案第 39 号について、一括して質疑を行います。<br>質疑はございませんか。                                   |
|     | 《質疑なしの声を確認》  |
| 議長  | 質疑なしと認めます。<br>これで質疑を終わります。   |
| 議長  | これから議案第 46 号を採決します。<br>お諮りします。<br>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。                         |
|     | 《異議なしの声を確認》  |
| 議長  | 異議なしと認めます。<br>よって、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。 |
| 議長  | 次に、議案第 46 号を採決します。<br>お諮りします。<br>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。                          |
|     | 《異議なしの声を確認》  |
| 議長  | 異議なしと認めます。<br>よって、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。 |
| 議長  | 日程第 12、議案第 48 号「非農地証明願について」を議題とします。<br>事務局から説明を求めます。                                     |
| 事務局 | 《事務局説明》<br>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われまます。<br>以上で説明を終わります。                               |
| 議長  | 説明が終わりました。<br>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事  |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>   |
| 議長 | <p>これより質疑を行います。<br/>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>   |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。<br/>これで、質疑を終わります。</p>  |
| 議長 | <p>これから議案第48号を採決します。<br/>お諮りします。<br/>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>  |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。<br/>よって、議案第48号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>  |
| 議長 | <p>日程第13、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>   |
| 議長 | <p>本案件については、所有権移転が1件、利用権設定が1件、一括方式が1件となっております。</p>   |
| 議長 | <p>所有権移転の進行番号1番が11番 松野 秀郎 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。<br/>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。<br/>よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>   |
| 議長 | <p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号1番についての審議に入ります。</p>   |
| 議長 | <p>本案件は 11番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>  |
| 議長  | <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>   |
|     | <p>《質疑なしの確認》</p>   |
| 議長  | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>  |
| 議長  | <p>これから議案第 49 号の所有権移転の進行番号 1 番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>                     |
|     | <p>《異議なしの声を確認》</p>   |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 1 番は原案のとおり決定しました。</p>   |
| 議長  | <p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p>  |
|     | <p>《着席を確認》</p>   |
| 議長  | <p>次に、議案第 49 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>   |
| 議長  | <p>事務局から説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。<br/>         以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。<br/>         これより質疑を行います。<br/>         質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>  |
| 議長  | <p>質疑なしと認めます。<br/>         これで、質疑を終わります。</p>   |
| 議長  | <p>これから議案第 49 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。<br/>         お諮りします。<br/>         本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>  |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。<br/>         よって、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>   |
| 議長  | <p>日程第 14、議案第 51 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。<br/>         事務局から説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和 2 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判断を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長  | <p>説明が終わりました。<br/>         これより議案第 51 号について、質疑を行います。<br/>         質疑はございませんか。</p>  |

|           |  |
|-----------|--|
| <p>議長</p> | <p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。<br/>これで質疑を終わります。</p>   |
| <p>議長</p> | <p>これから議案第 51 号を採決します。<br/>お諮りします。<br/>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>        |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。<br/>よって、議案第 51 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>                    |
| <p>議長</p> | <p>日程第 15、議案第 52 号「令和 3 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見の決定について」を議題とします。<br/>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> |
| <p>議長</p> | <p>説明が終わりました。</p>  |
| <p>議長</p> | <p>これから、質疑を行います。<br/>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>  |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認めます。<br/>これで、質疑を終わります。</p>  |
| <p>議長</p> | <p>これから、議案第 52 号を採決します。<br/>お諮りします。<br/>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>             |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。<br/>よって、議案第 52 号「令和 3 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見の決定について」は原案のとおり決定しました。</p>                |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>ここで、事務局から、前回の総会での質問事項についての説明がございます。事務局、説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>前回の質問の中で、許可後 20 年以上が経過しているが、県は許可後の追跡などをどうしているのか、とありましたが、こちらにつきましては、県の管理についてですが、平成 13 年頃までは、紙での管理となっていたそうです。その後、パソコンによるデータ管理に切り替わったそうですが、切り替わりの初期は、氏名、許可番号、交付年月日程度の管理だったようで、追跡指導等は出来なかったようです。追跡指導等へ運用出来る程度の情報量を管理できるようになったのは、平成 20 年頃になってからだそうです。よって、平成 21 年の許可案件については、今回のように、事案が発生してから対応するといったケースとなっております。県の対応は、平成 20 年以降は、年 1 回の督促状の送付を実施しておりますが、それでも改めないケースについては、今後、状況確認を含めた電話での個別指導を実施していく予定とのことです。</p> <p>また、今後は、県への呼びかけも必要ではないのか、とありましたが、こちらにつきましては、事案が発生した際の初期対応の窓口になるのは、どうしても市農業委員会となってしまいますので、その際は、県と情報を共有し、許可権者である宮城県より対象への適切な指導をいただくこととしております。</p> <p>以上が、前回の質問への回答となります。</p> |
| 議長  | <p>説明が終わりました。<br/>12 番委員さん、よろしいですか。<br/>この件について、外にご質問、ご意見ございませんか。<br/>よろしいですか。</p> <p>《良いです、との声あり》</p>   |
| 議長  | <p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p>   |
| 議長  | <p>これで、令和 3 年度第 7 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>  |

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和3年10月25日

議長(会長) 高橋 清範

---

議事録署名人 9番 鈴木 巖

---

議事録署名人 10番 佐藤 幸治

---